

令和 6 年度貸付決定者用 保育士修学資金貸付の手引



貸付決定者（学生本人）および連帯保証人は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な書類の提出を行う必要があります。本手引きには、必要な手続きおよび要領を掲載していますので、御確認ください。本手引きに例示のない事柄については、個別にお問い合わせください。

書類提出を怠ると返還の猶予や免除ができませんので、提出期限までに必ず提出してください。やむを得ず提出期限に間に合わない場合は、連絡をお願いします。書類の提出期限が過ぎてもなお必要な手続きを怠った場合には、返還猶予を取り消し、貸付金の返還を求めることがありますので、ご注意ください。

提出先・連絡先

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 3 階
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会
とちぎ保育士・保育所支援センター

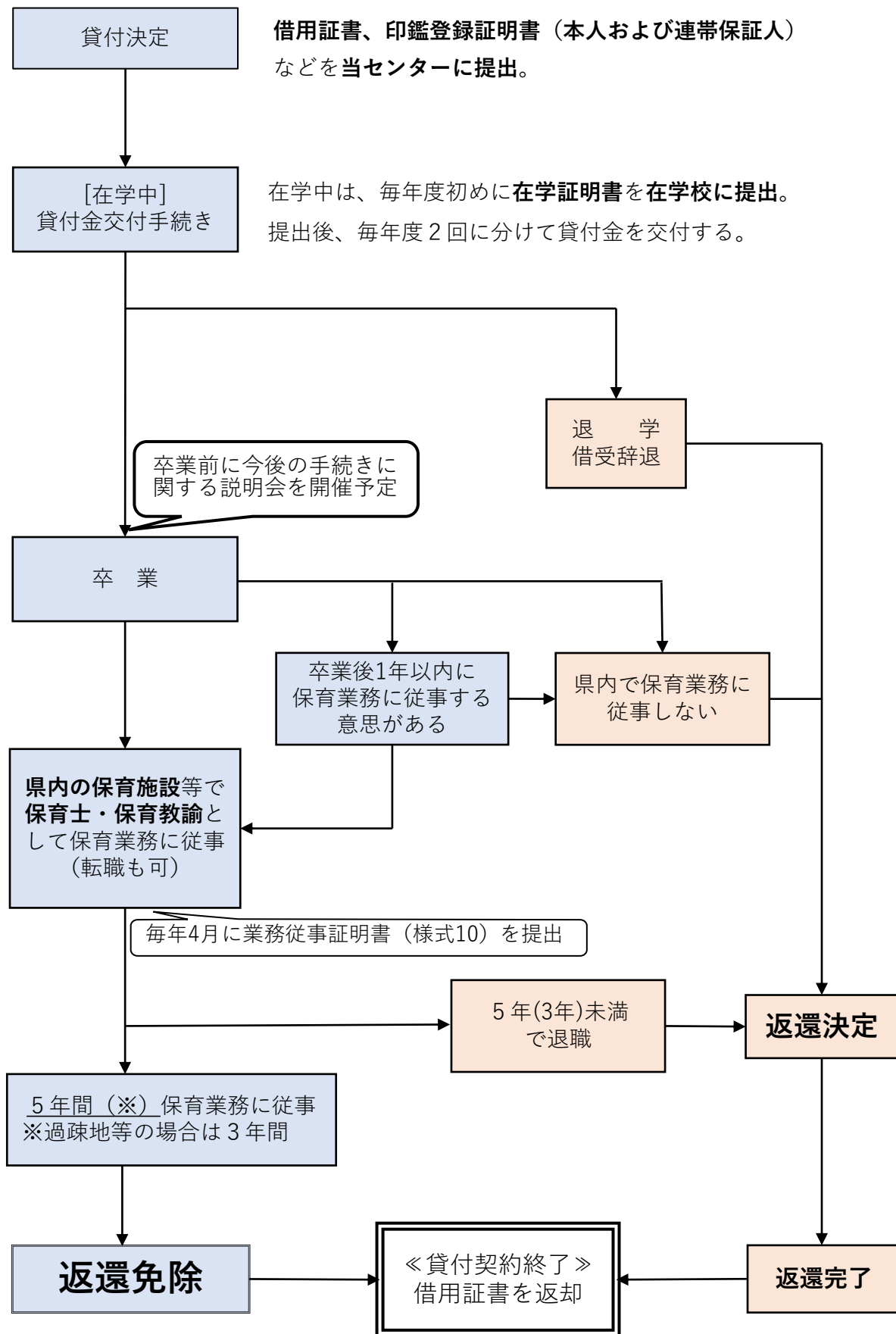
TEL 028-307-4194 E-mail info@tochigi-hoikushi-center.org
<https://www.tochigi-hoikushi-center.org/>

目 次

●保育士修学資金フロー図	1
●借受に伴う主な手続について	2
●保育士修学資金貸付等貸付要領	5
●保育士修学資金貸付等事業実施要領	1 4
●様式集	2 3
1. 様式第 1 号 貸付申請書	
2. 様式第 4 号 推薦書	
3. 様式第 5 号 借用証書	
4. 様式第 6 号 振込口座（登録・変更）届出書	
5. 様式第 8 号 返還計画書	
6. 様式第 9 号 返還猶予申請書	
7. 様式第 10 号 業務従事証明書	
8. 様式第 11 号 返還免除（一部免除）申請書	
9. 様式第 12 号 辞退届	
10. 様式第 13 号 変更届	
11. 様式第 14 号 離職届	
12. 様式第 15 号 死亡届	
13. 様式第 16 号 保証人変更届	
14. 様式第 18 号 休学・復学・退学等届	

※ の様式については、とちぎ保育士・保育所支援センターのホームページからダウンロード可能です。

保育士修学資金 フロー図



保育士修学資金 貸付決定後の手続きについて

令和6年10月31日作成

1. 貸付決定後、在学中に関する提出書類

提出者：借受者（学生本人）

様式番号		提出書類	説 明 ・ 内 容	提出期限
① 貸付金の交付を受ける場合(全てが揃わない場合、貸付金を振り込みできません。)				
様式5	借用証書	借受者(学生本人)及び連帯保証人の印鑑証明を添付する。借用証書には、その余白に決定通知書と同額分の収入印紙を貼付し消印を行う。		指定する日まで
様式6	振込口座(登録・変更)届出書	借受者の口座を記入し、裏面に通帳(口座情報が確認できる箇所)のコピーを貼付する。インターネットバンキングやアプリを利用している場合は、銀行窓口で口座番号連絡書等を取得するか、口座情報が確認できる箇所を画像として印刷する。		
—	在学証明書	在学中は毎年度提出する。		毎年度4月上旬
② 退学した場合				
様式18	休学・復学・退学等届	保育士養成施設の証明を受けた上で届出を提出し、貸付契約を解除する。		2週間以内
様式8	返還計画書	既に貸付金の交付を受けている場合に提出する(全額返還)。		
③ 貸付を辞退する場合				
様式12	辞退届	届出を提出し、貸付契約を解除する。		2週間以内
様式8	返還計画書	既に貸付金の交付を受けている場合に提出する(全額返還)。		
様式9	返還猶予申請書	辞退後も保育士養成施設に在学中であることを理由に返還猶予する場合提出する。		
—	在学証明書	辞退後も保育士養成施設に在学中の場合、返還猶予申請書に添付する。		
④ 留年・休学・停学・復学した場合				
様式18	休学・復学・退学等届	留年・休学した場合又は停学の処分を受けた場合貸付を中断し、復学した場合は貸付を再開する。保育士養成施設の証明を受けた上で届出を提出する。		2週間以内
様式9	返還猶予申請書	留年の場合に提出する。		
⑤ 学科・コース変更した場合				
様式18	休学・復学・退学等届	保育士養成施設の証明を受けた上で届出を提出し、貸付契約を解除する。		2週間以内
様式9	返還猶予申請書	学科・コース変更後も保育士養成施設に在学中であることを理由に返還猶予する場合提出する。		
様式8	返還計画書	在学中に返還猶予を申請した場合、卒業とともに返還決定となるため提出する(全額返還)。		卒業時

2. 卒業時の提出書類

提出者：借受者

様式番号	提出書類	説 明 ・ 内 容	提出期限
① 卒業時に保育士資格を取得し、卒業後すぐに県内で保育業務に従事する場合			
様式9	返還猶予申請書	保育士登録後、又は登録申請後、県内で保育業務に従事する場合に提出する。	卒業後、 指定する日まで
様式10	業務従事証明書	従事先で勤務内容、勤務期間の証明をもらい提出する。	
—	保育士登録済通知書の写し	提出期限までに保育士証が届かない場合に提出する。	
—	保育士証の写し	保育士登録済通知書の写しを先に提出し、保育士証が届いたら 後日提出する。	保育士証到着 後提出
② 卒業後すぐに県内で保育業務に従事しないが、1年以内に保育業務に従事する意思がある場合			
様式9	返還猶予申請書	卒業月の翌月から1年間の返還猶予を受けるために提出する。	卒業後、 指定する日まで
—	養成施設を卒業したことを証する書類	返還猶予申請書とともに提出する。	
③ 県内で保育業務に従事しない場合			
様式8	返還計画書	県内で保育業務に従事する意思のない場合に提出する。	卒業後、 1週間以内

3. 県内で保育業務に従事している場合

提出者:借受者

様式番号		提出書類	説 明 ・ 内 容	提出期限
① 保育業務に従事し、返還猶予を受けている場合（貸付要領第13条第2項第1号に基づく猶予申請）				
様式10	業務従事証明書	毎年4月に提出する。		指定する日まで
② やむを得ない事由により保育業務に従事できない場合（貸付要領第13条第2項第2号に基づく猶予申請）				
様式9	返還猶予申請書	災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により保育業務に従事できない場合、事由を証明する書類とともに提出する。		事由が生じたら速やかに
—	上記事由を証明するもの	①産休、育休の場合→母子手帳の出生届の写し ②傷病休暇の場合→医師の診断書 ③災害の場合→罹災証明書または被災証明書		
(注)当該事由による猶予を申請し、本会の審査を経て猶予決定された場合、引き続き保育業務に従事しているとみなします（直ちに返還とはなりません）が、当該猶予期間は保育業務従事期間に算入されません。				
③ 勤務先を変更する場合（法人内異動の場合を含む）				
様式13	変更届	就業による返還猶予中に、勤務先を変更した場合に提出する。		2週間以内
様式10	業務従事証明書	新従事先及び旧従事先の従事証明書を提出する。		
(注)転職する場合、旧従事先から離職日までの従事証明をもって保育業務従事期間を算出します。必ず旧従事先から従事した期間の業務従事証明を受けてください。 なお、旧従事先と新従事先の間が約1月以内でないと、連続して勤務していると認められません。それを超える場合、返還義務が生じることになりますので、勤務先を変更する前にお問い合わせください。				
④ 5年間(※)勤務した場合 ※過疎地域及び中山間地域等での従事又は中高年離職者の場合は、3年間				
様式11	返還免除申請書	5年間(又は3年間)の勤務が完了した時に、提出する。		適宜提出
様式10	業務従事証明書	返還免除申請書とともに提出する。		
(注)5年間(又は3年間)の保育業務従事後に、返還免除申請書を提出し、本会から返還免除の決定を受けるまでは、債務債権関係は継続します。返還免除申請を忘れずに提出してください。				

4. 保育業務に従事しなくなった場合

提出者:借受者

保育業務に従事しなくなった場合とは、退職理由は問わず退職した月の翌月末までに再度県内で保育業務に従事しない場合が該当します。書類提出が遅れると、一部免除が適用できないだけでなく、延滞利子が発生する場合があります。
退職し、翌月末までに再就職しない場合は、書類提出前に必ずご連絡ください。

様式番号	提出書類	説 明 ・ 内 容	提出期限
① 2年未満で退職した場合			
様式14	離職届	県内で保育業務に従事しなくなった時に提出する。	2週間以内
様式8	返還計画書	返還額及び返還方法について申請する。	
様式10	業務従事証明書	退職日及び従事期間を証明する書類として提出する。	
② 2年以上5年(※)未満で退職した場合 ※過疎地域及び中山間地域等での従事又は中高年離職者の場合は、3年未満			
様式14	離職届	県内で保育業務に従事しなくなった時に提出する。	2週間以内
様式8	返還計画書	返還額及び返還方法について申請する。	
様式11	返還免除 (一部免除)申請書	返還の一部免除を申請する場合に提出する。	
様式10	業務従事証明書	退職日及び従事期間を証明する書類として提出する。	
(注)2年以上保育業務に従事した後に退職した場合、返還の一部が免除される場合があります(裁量免除)。ただし、「本人の責による事由により免職された者」「特別な事情がなく恣意的に退職した者」等は該当しません。(実施要領第17条)			

5. 借受者が死亡その他の場合

提出者:連帯保証人等又は借受者

様式番号	提出書類	説 明 ・ 内 容	提出期限
① 借受者が死亡した場合(業務上の事由以外)			
様式15	死亡届	借受期間中又は就業期間中に死亡した時、死亡の事実を証明する書類を添付し提出する。	2週間以内
様式8	返還計画書	借受人が死亡すると連帯保証人に貸付金の返還義務が生じる。	
② 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため保育業務の継続ができなくなった場合			
様式15	(死亡の場合)死亡届	借受期間中又は就業期間中に死亡した時、死亡の事実を証明する書類を添付し提出する。	2週間以内
様式11	返還免除申請書	免除申請理由は、業務上の事由に限る。	
—	上記事由を証明するもの	労災認定もしくは業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障を証明するもの	

6. 各種変更等の手続

提出者:借受者

様式番号	提出書類	説 明 ・ 内 容	提出期限
① 借受者又は連帯保証人が住所や氏名等を変更した場合			
様式13	変更届	住所や氏名等に変更があったとき提出する。	2週間以内
② 連帯保証人を変更する場合			
様式16	保証人変更届	余白に収入印紙(200円)を貼付し、消印を行う。 新たに連帯保証人になる者の印鑑証明書及び直近の所得を証明する書類(確定申告書または源泉徴収票の写し等)を添付する。	2週間以内
(注)連帯保証人の死亡時や、破産宣告その他連帯保証人として適当でない事由が生じた時は、速やかに新たな連帯保証人を立ててください。			

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等貸付要領

（目的）

第1条 この要領は、次の各号に定める事業（以下「本事業」という）を実施し、栃木県内（以下「県内」という。）の保育人材の確保を図ることを目的とする。

(1) 保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸し付ける事業

(2) 保育補助者雇上費貸付事業

保育士の業務負担を軽減するため、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇い上げに必要な費用を貸し付ける事業

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）で未就学児を持つ者が保育士として勤務を希望する場合、また産後休暇又は育児休業から復帰する場合、当該保育士の未就学児の子どもの保育料の一部を貸し付ける事業

(4) 就職準備金貸付事業

潜在保育士が就職準備に必要な費用を貸し付ける事業

（保育士修学資金貸付事業）

第2条 前条第1号の「保育士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 貸付対象者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者

(2) 貸付期間は、養成施設に在学する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

(3) 貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの1年次の初回に入学準備金として200,000円以内を、卒業時に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができるものとする。また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であって、養成施設に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算をすることができるものとする。

（保育補助者雇上費貸付事業）

第3条 第1条第2号の「保育補助者雇上費貸付事業」の貸付対象、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 貸付対象は特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている施設又は事業所であって、以下のいずれかの要件を満たす施設又は事業者として社会福祉法人栃木県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認める者

ア 新たに保育補助者の雇い上げを行う以下の施設又は事業者

(i) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）

(ii) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者

- (iii) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者
 - (iv) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業（第4条1号ア（ix）において「企業主導型保育事業」という。）を行う者
- イ 既に保育補助者の雇い上げを行う前号（i）から（iv）の施設又は事業所であって、以下のいずれかの条件を満たす者
- (i) 既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画を提出している保育所。
 - (ii) 貸付けを受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組む保育所であり、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。
 - (iii) 貸付けを受けようとする施設の保育士の平均勤続年数が11年以上であること。
- (2) 貸付期間は、保育補助者が貸付けを受ける施設又は事業所に勤務する期間。ただし、当該施設又は事業所に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。
- (3) 年額2,953,000円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付けにより保育補助者を2人雇い上げる場合、年額2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができるものとする。なお、貸付けに当たっては、第1号ア（ii）及び（iii）の貸付対象については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除き、第1号ア（iv）の貸付対象については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除くこととする。

（未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業）

第4条 第1条第3号の「未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- (1) 貸付対象者は以下のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。
- ア 未就学児を持つ保育士であって、県内の以下に掲げる施設又は事業所（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者で、当該未就学児が保育所等に入所することが決定している者
- (i) 児童福祉法第7条に規定する保育所
 - (ii) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・ (iii)に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
 - (iii) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する「認定こども園」
 - (iv) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定によ

る認可を受けたもの

(v) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

(vi) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

(vii) 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

(viii) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設

(ix) 子ども・子育て支援法第59条の2第2項に規定する仕事・子育て両立支援のうち、「企業主導型保育事業」において保育を行っている施設

イ 県内の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者で、当該未就学児が保育所等に入所することが決定している者

(2) 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が県内の保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。

(3) 貸付額は未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。

（就職準備金貸付事業）

第5条 第1条第4号の「就職準備金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

(1) 貸付対象者は以下の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。また、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた者を除く。

ア 以下に掲げる施設又は事業所を離職した又は当該施設又は事業所に勤務経験のない者

(i) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

(ii) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

(iii) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

(iv) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(v) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

イ 県内の保育所等に新たに勤務する者。ただし、新規卒業者にあつては、就労するため県外から転入してきたものに限る。

(2) 貸付額は、貸付けを受けようとする者が会長に提出した利用計画書及び職歴報告書に記載された額と200,000円以内のいずれか少ない方の額とする。加算額は別に定める。

(3) 貸付回数は同一の貸付対象者につき1回限りとする。

（貸付利子）

第6条 貸付金は、無利子とする。

（連帯保証人）

第7条 本事業による貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者とする。
- 3 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
- 4 貸付けを受けた者が連帯保証人を変更しようとするときには、会長に承認を受けなければならない。

（貸付けの申込、契約）

- 第8条 会長は、貸付けの申請があった場合は、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 2 前項による貸付決定通知書の交付を受けた者は、連帯保証人と連署した貸付契約書又は借用証書に貸付決定通知書の交付を受けた者及び連帯保証人の印鑑証明を添えて会長に提出するものとする。

（貸付金の交付）

- 第9条 第1条第1号、第2号又は第3号による貸付金の交付は、口座振替の方法により月決めにより交付する。
- 2 第1条第4号による貸付金の交付は、一括して口座振替により交付する。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

- 第10条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 会長は、本事業による貸付けを受けた者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
 - 3 契約が解除されたときは、会長は解除されたときまでに交付されていない貸付金を交付しないものとする。
 - 4 会長は、以下に掲げる事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金等の貸付けを行わないものとする。
 - (1) 保育士修学資金貸付事業
貸付けを受けた者が休学し、又は停学の処分を受けたとき。
 - (2) 保育補助者雇上費貸付事業
保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき。
 - (3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業
貸付けを受けた者が疾病その他の理由により休職したとき。

（返還債務の当然免除）

- 第11条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付けに係る返還の債務を免除するものとする。
- (1) 保育士修学資金貸付事業
 - ア 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内の別表に定める従事先施設等において児童の保護等（以下、「当該業務」とする。）に従事し、かつ、5年間引き続き当該業務に従事したとき。なお、災害、疾病、負傷、出産、育児、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、当該業務従事期間には参入しないが、引き続き従事しているものとして取り扱う。ただし、以下（i）～（iii）の場合は、次のとおり取り扱うものとする。
 - （i）国立児童自立支援施設等及び東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）において業務に従事する場合は、県内の当該業務

に従事した場合と同様に取り扱うものとする。

(ii) 過疎地域、離島及び中山間地域等において当該業務に従事した場合、又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)が当該業務に従事した場合にあつては、「5年間」を「3年間」と読み替えるものとする。

(iii) 従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えないものとする。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 保育補助者雇上費貸付

ア 貸付けを受けた施設又は事業所において、保育補助者が保育の補助業務に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるときその他これに準ずるものとして会長が認めるとき。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

ア 保育料の一部の貸付けを受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)当該業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入する。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(4) 就職準備金貸付事業

ア 就職準備金の貸付けを受けた者が県内で児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)当該業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入できる。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還)

第12条 本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から別に定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(1) 貸付契約が解除されたとき。

(2) 保育士修学資金の貸付けを受けた者においては、養成施設を卒業した日から1年以

内に保育士登録簿に登録しなかったとき。

(3) 貸付けを受けた者又は保育補助者が第11条第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する業務に従事しなかったとき。

(4) 第11条第1号、第3号又は第4号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

(5) 保育補助者雇上費の貸付けを受けた者が、貸付けを受けた施設又は事業所で第11条第2号に規定する業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。

(6) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還債務の履行猶予)

第13条 保育士修学資金貸付において、会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、借受者の申請により、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 会長は、本事業による貸付けを受けた者又は保育補助者が次のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できる。

(1) 第11条第1号から第4号に規定する業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、出産、育児、その他やむを得ない事由により休暇又は退職となり、会長が猶予を認めたとき。

3 前項第2号における猶予は、第11条第1号から第4号に規定する業務に復職又は再就業するまでの期間を退職した日から原則1年間以内とし、期間が予測できない場合は猶予を認めないものとする。

(返還債務の裁量免除)

第14条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還した金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部

(3) 県内において2年以上第11条第1号に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部

(4) 県内において1年以上第11条第2号から第4号に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部

(一時償還及び貸付けの停止及び解約)

第15条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が次のいずれかに該当すると判断した場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は貸付けを停止し若しくは貸付契約を解約することができる。

(1) 貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき。

(2) 虚偽の申込み、その他不正な手段により貸付けを受けたとき。

(3) 報告及び届出を怠ったとき。

- (4) 貸付金の償還を怠ったとき。
- (5) 仮差押若しくは仮処分又は強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき。
- (6) 破産又は民事再生手続開始の申立てをし、又は申立てを受けたとき。

(報告及び届出義務)

- 第16条 本事業による貸付けを受けた者は、貸付けを受けている期間及び返還の猶予を受けている期間、その修学又はその業務の従事を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- 2 本事業による貸付けを受けた者が、別に定める届出に該当する事項が生じたときには、速やかに会長に届け出なければならない。
- 3 第1条第1号、第3号及び第4号の貸付けを受けた者が死亡したときは、その親族又は連帯保証人はその事実を証する書類を添えて会長に届出しなければならない。

(延滞利子)

- 第17条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、これを請求しないものとする。

(管轄裁判所の合意)

- 第18条 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「本会」という。）と本事業による貸付けを受けた者又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、本会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(財政措置)

- 第19条 本要領に基づく事業の実施に必要な費用は、栃木県が全額補助する。

(会計)

- 第20条 本事業に関する会計にあたっては、サービス区分を設け、経理するものとし、貸付金の運用によって生じた運用益及び返還金を当該区分に繰り入れるものとする。

(栃木県への報告)

- 第21条 会長は、会計年度当初に、貸付計画人数、貸付計画額、返還見込額等を記載した貸付事業計画書並びに貸付資金及び貸付事務に要する収支予算書を作成し、栃木県知事（以下「県知事」という。）に提出するものとする。
- 2 会長は、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を会計年度終了後2か月以内に県知事に報告するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず必要に応じて県知事にその進捗を報告する。

(その他)

- 第22条 この要領に定めるもののほか、この事業の取扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 2 月 8 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、令和 5 年 11 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。改正後の規定は、この規程の適用の日以後に新たに締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。
- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 保育士修学資金貸付 従事先施設等

	法令・通知等		施設等種類
全 国			国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164条）第27条第2項の委託を受けた施設
			肢体不自由児施設「整肢療護園」
			重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
県 内 施 設	児童福祉法	第6条の2の2第2項に規定	児童発達支援（児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設）
		第6条の2の2第4項に規定	放課後等デイサービス（児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設）
		第7条に規定	助産施設
			乳児院
			母子生活支援施設
			保育所
			幼保連携型認定こども園
			児童厚生施設
			児童養護施設
			障害児入所施設
			児童発達支援センター
			児童心理治療施設
			児童自立支援施設
			児童家庭支援センター
		第12条の4に規定	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
		第18条の6に規定	指定保育士養成施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの	i) 法第59条の2の規定により届出をした施設
			ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
			iii) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
			iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
			v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定	家庭的保育事業
			小規模保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
		第6条の3第13項	病児保育事業
		第6条の3第7項に規定	放課後等児童健全育成事業
		第6条の3第7項に規定	一時預かり事業
	学校教育法	第1条に規定	教育時間の終了等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
			認定こども園への移行を予定している施設
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項に規定	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号に規定	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
		第59条の2第1項の規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助実施要綱」の第2の1に規定	企業主導型保育事業

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等貸付要領に定める事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 貸付要領 「社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等貸付要領」をいう。
- 2 本事業 貸付要領第1条第1号から第4号までに掲げる事業をいう。

（保育士修学資金貸付事業について）

第3条 保育士修学資金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

（1）貸付対象者について

貸付対象者は次のア～ウ全ての要件を満たす者とする。なお、他の都道府県で保育士修学資金を借り受けしている場合、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「本会」という。）から貸付けを受けることはできない。

ア 次の（i）から（iii）のいずれかに該当する者

- （i） 栃木県内（以下「県内」という。）に住民登録をしている者であり、かつ、養成施設（貸付要領第2条第1号に規定する養成施設をいう。以下同じ。）に修学する者
- （ii） 県内の養成施設に修学する者
- （iii） 養成施設の学生となった年度の前年度に栃木県内に住民登録をしていた者であり、かつ、養成施設での修学のため転居をした者

イ 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる者

ウ 養成施設卒業後に、貸付要領第11条第1号に規定する業務に従事しようとする者。

（2）貸付期間について

貸付要領第2条第2号に規定する保育士修学資金貸付事業の貸付期間は、原則として2年間とするが、病気等真にやむを得ないと本会会長（以下「会長」という。）が認めるときは、この限りではない。また、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、貸付要領第2条第3号に掲げる額のうち学費相当分（月額50,000円以内）の2年間に相当する金額であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

（3）貸付額について

保育士修学資金貸付事業の貸付額については、貸付要領第2条第3号に定める額の範囲内であれば養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付けを申請する者の希望する額を貸し付けるものとする。

（保育士修学資金貸付の申請）

第4条 保育士修学資金の貸付けを申請する者は、次の書類を在学する養成施設の長に提出するものとし、養成施設の長は別に定める期日までに、推薦書（別記様式第2号）を添えて、提出するものとする。

- (1) 貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 貸付けを申請する者の住民票
- (3) 貸付けを申請する者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (4) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (5) 離職したことを証する書類（養成施設の入学時に45歳以上の者であって、離職し、2年以内の者（以下「中高年離職者」という。）が申請する場合に限る。）
- (6) その他会長が必要と認めるもの

（保育士修学資金貸付事業における生活費加算について）

第5条 保育士修学資金貸付事業における生活費加算については次のとおりとする。

（1）生活費加算の貸付対象者の要件

生活費加算の貸付対象者貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にある者とし、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けていること。

- ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ウ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- エ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

（2）生活費加算の申請に当たっては、次のとおりとする。

- ア 養成施設への入学前に貸付けを申請する場合、貸付申請は当該申請者が本会に直接行うこと
- イ 第4条に規定する書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (i) 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書及び福祉事務所長の意見書
 - (ii) 高校等の調査書もしくは内申書（養成施設への入学前に貸付けを申請する場合）
 - (iii) その他生活費加算の可否を審査するにあたり会長が必要と認める書類

（保育補助者雇上費貸付事業について）

第6条 保育補助者雇上費貸付事業の貸付で雇用する保育補助者、貸付額、貸付けの終了は次のとおりとする。

（1）保育補助者雇上費貸付事業の貸付で雇用する保育補助者については、以下の要件のいずれも満たす者

ア 保育補助者は保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると会長が認める者であること。なお、「保育に関する40時間以上の実習」は当該貸付を受けようとする保育所への勤務開始後に実習を受けても差し支えないが、実習を開始した日から貸付対象とする。実習の実施方法等については別紙のとおりとする。

イ 保育補助者は常勤雇用とする。ただし、貸付けにより保育補助者を2人雇い上げる場合、2人目については、常勤でなくても差し支えない。なお、常勤とは、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員をいう。

（2）保育補助者雇上費の貸付金は、保育補助者の給与や諸手当のほか、福利厚生費や社

会保険料の事業主負担分等に充当するものでもあるので、貸付金については、貸付要領第3条第3号に定める金額の範囲内であれば保育補助者の給与額の如何を問わず、保育補助者雇上費の貸付けを受ける者の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。

- (3) 保育補助者が保育士資格を取得し保育士登録を行ったときは、保育士登録を行った日の属する月の末日で貸付けは終了とする。

(保育補助者雇上費貸付の申請)

第7条 保育補助者雇上費の貸付けを申請する者は、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 保育補助者の資格の取得等に係る誓約書（別記様式第19号）
- (3) 保育士勤務環境改善計画書（別記様式第20号）
- (4) 法人全部事項証明
- (5) 連帯保証人の現住所の住民票
- (6) 連帯保証人の前年の所得等が確認できる書類
- (7) 保育補助者の雇用契約書の写し
- (8) 保育補助者実習等修了証明書（勤務開始後に実習を受ける場合は保育補助者実習等実施計画書を先に提出すること。）別添④
- (9) 貸付申請年度分の市町に提出した処遇改善加算認定申請書の写し
- (10) 加算認定申請書（別記様式第21号）（保育補助者を2人雇い上げ、加算を申請する場合）及び保育従事者の状況（別記様式第23号）
- (11) 要件該当認定申請書（別記様式第22号）（既に雇用している保育補助者を対象とする場合）及び保育従事者の状況（別記様式第23号）
- (12) その他会長が必要と認めるもの

(未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業の申請)

第8条 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けを申請する者は、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 業務従事証明書（別記様式第10号）
- (3) 住民票
- (4) 利用者負担額（保育料）の額が確認できる書類（保育料決定通知の写し）
- (5) 保育士証の写し
- (6) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (7) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (8) その他会長が必要と認めるもの

(就職準備金貸付事業について)

第9条 貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計(厚生労働省)による保育士【常用（パート含む）】の栃木県の有効求人倍率が全国平均を超える場合は、貸付申請日の属する年度の貸付額を200,000円加算する。

(就職準備金貸付事業の申請)

第10条 就職準備金の貸付けを申請する者は、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 貸付申請書（別記様式第 1 号）
- (2) 利用計画書及び職歴報告書（別記様式第 3 号）
- (3) 業務従事証明書（別記様式第 10 号）
- (4) 住民票
- (5) 保育士証の写し
- (6) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (7) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (8) その他会長が必要と認めるもの

（貸付けの決定・契約）

- 第 11 条 会長は、貸付要領第 1 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に定める貸付けを申請した者に対し、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付契約を締結するものとし、貸付契約の締結は、貸付額、交付方法、返還方法その他必要な事項を記載した貸付決定通知書を当該申請者に交付することにより行うものとする。
- 2 貸付要領第 1 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に定める貸付けを申請した者が前項による貸付決定通知書の交付を受けたときは、当該申請者は、連帯保証人と連署の上、遅滞なく借用証書（別記様式第 5 号）、振込口座（登録・変更）届出書（別記様式第 6 号）及び申請者及び連帯保証人の印鑑証明を添えて会長に提出するものとする。
- 3 会長は、貸付要領第 1 条第 3 号に定める貸付けを申請した者に対し、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付決定通知書を当該申請者に交付するものとする。
- 4 会長は、貸付要領第 1 条第 3 号の貸付決定を受けた申請者と貸付契約書（別記様式第 27 号）により貸付契約を締結するものとする。
- 5 貸し付けることが適当でないと認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（保育料の変更に伴う貸付額の変更申請）

- 第 12 条 保育料の変更に伴い、貸付けを受けた未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業の貸付額を変更しようとする者は、貸付変更申請書（別記様式第 7 号）を会長に提出するものとする。
- 2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

- 第 13 条 貸付要領第 10 条第 1 項の「貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったとき」は、次のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 保育士修学資金貸付
- ア 退学したとき。
 - イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - ウ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - エ 死亡したとき。
 - オ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (2) 保育補助者雇上費貸付
- ア 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき。

イ 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるときであつて、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかつたとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき。

ウ 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかつたとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき。

エ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

ア 退職したとき。

イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(4) 就職準備金貸付

ア 退職したとき。

イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 会長は、保育士修学資金貸付けを受けた者が貸付期間中に休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、復学した日の属する月の翌月以降の分として貸付けされたものとみなす。

3 会長は、保育補助者が疾病その他の理由により休職したときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から当該事由が解消した日の属する月の分まで保育補助者雇上費貸付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた資金があるときは、その貸付金は、復職した日の属する月の翌月以降の分として貸付けされたものとみなす。

4 会長は、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けを受けた者が疾病その他の理由により休職したときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から当該事由が解消した日の属する月の分まで未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けを行わないものとする。

5 会長は、貸付要領第10条の規定により貸付契約を解除したとき又は同条第4項の規定により貸付けを休止したときは、その旨貸付けを受けた者に対して通知するものとする。また、同項の規定により貸付けの休止を受けた者が、復学及び復職のため、貸付けを再開するときも、同様とする。

(返還期間)

第14条 貸付要領第12条に定める返還期間とは以下のとおりとする。

(1) 保育士修学資金貸付事業

ア 貸付要領第14条第3号の規定により返還債務の一部を免除された者のうちの貸付けを受けた期間が2年以下の者 60か月から貸付要領第11条第1号に規定する業務に従事した期間を控除した期間

イ ア以外の者 60か月

(2) 保育補助者雇上費貸付

ア 貸付要領第 14 条第 4 号の規定により返還債務の一部を免除された者

貸付期間の 2 倍に相当する期間から貸付要領第 11 条第 2 号に従事した期間を
控除した期間

イ ア以外の者 貸付期間の 2 倍に相当する期間

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

ア 貸付要領第 14 条第 4 号の規定により返還債務の一部を免除された者

貸付期間の 2 倍に相当する期間から貸付要領第 11 条第 3 号に規定する業務に
従事した期間を控除した期間

イ ア以外の者 貸付期間の 2 倍に相当する期間

(4) 就職準備金貸付事業

ア 貸付要領第 14 条第 4 号の規定により返還債務の一部を免除された者

24 か月から貸付要領第 11 条第 4 号に規定する業務に従事した期間を控除
した期間

イ ア以外の者 24 か月

(返還計画書等)

第 15 条 貸付要領第 12 条の各号に規定する事由により貸付金の返還をしなければならない者は、返還計画書（別記様式第 8 号）を直ちに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の返還計画書を審査の上、貸付けを受けた者に貸付金の返還方法及び返還額を通知するものとする。

3 貸付要領第 12 条の各号に規定する事由が生じたにもかかわらず本条第 1 項に規定する返還計画書が提出されないときは、会長は借用証書又は貸付申請書に記載された方法により貸付金を返還させるものとし、貸付金の返還をしなければならない者に返還方法及び返還額を通知するものとする。

(返還猶予の申請)

第 16 条 貸付要領第 13 条の規定により貸付金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（別記様式第 9 号）及び以下に定める猶予が必要となる事由ならびに猶予期間の根拠のわかる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 災害については罹災証明書

(2) 疾病、負傷については医師による診断書の写し

(3) 出産・育児については母子手帳の写し等

(4) その他、やむを得ない事由がわかる書類

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還債務の履行の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(返還の裁量免除)

第 17 条 貸付要領第 14 条第 1 号及び第 2 号の返還の債務の免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、貸付要領第 14 条第 3 号及び第 4 号の返還の債務の免除は、本事業が貸付要領第 11 条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用し

ない。

2 貸付要領第 1 4 条第 3 号及び第 4 号に規定する一部免除の額は、事業ごとに以下の算定方法を用いる。

(1) 保育士修学資金貸付事業

裁量免除の額は、県内において、貸付要領第 1 1 条第 1 号に規定する業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の 2 分の 5（中高年離職者等については 2 分の 3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(2) 保育補助者雇上費貸付事業

裁量免除の額は、県内において、貸付要領第 1 1 条第 2 号に規定する業務に従事した月数を、保育補助者雇上費の貸付けを受けた月数の 3 分の 4 に相当する月数（この月数が 2 4 に満たない場合は 2 4 とする）で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

裁量免除の額は、県内において、貸付要領第 1 1 条第 3 号に規定する業務に従事した月数を、2 4 で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(4) 就職準備金貸付事業

裁量免除の額は、県内において、貸付要領第 1 1 条第 4 号に規定する業務に従事した月数を、2 4 で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（返還の免除の申請）

第 1 8 条 貸付要領第 1 1 条及び第 1 4 条の規定により貸付金の返還の債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（別記様式第 1 1 号）に、免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸付金の返還の債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（返還債務の当然免除）

第 1 9 条 貸付要領第 1 1 条第 1 号ア、第 2 号ア、第 3 号ア及び第 4 号アの業務従事期間の計算は、月数によるものとする。

2 保育士登録を行った者が貸付要領別表に定める従事先施設等に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後 1 年以内に貸付要領第 1 1 条第 1 号アに規定する職種以外の職種に採用された者については、会長か本人の申請に基づき貸付要領第 1 1 条第 1 号アに規定する業に従事する意思があると認めた場合、貸付要領第 1 1 条第 1 号ア及び第 1 1 条第 2 号に規定する「養成施設を卒業した日から 1 年以内」を「養成施設を卒業した日から 2 年以内」と読み替えるものとする。

（修学及び就労の報告）

第 2 0 条 貸付けを受けた者は、毎年その修学又はその業務の従事を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

1 保育士修学資金貸付事業

(1) 貸付けを受けている場合 在学証明書

(2) 貸付要領第 1 1 条第 1 号アに規定する業務に従事しているとき 業務従事証明書

(別記様式 10 号)

2 保育補助者雇上費貸付事業

(1) 貸付けを受けている場合

ア 業務従事証明書 (別記様式第 10 号)

イ 保育士勤務環境改善報告書 (別記様式第 24 号)

ウ 当該年度分の市町に提出した処遇改善加算認定申請書の写し

エ 保育士試験一部科目合格通知書写し又は指定保育士養成単位修得証明等

3 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

(1) 貸付要領第 11 条第 3 号アに規定する業務に従事しているとき 業務従事証明書
(別記様式 10 号)

4 就職準備金貸付事業

(1) 貸付要領第 11 条第 4 号アに規定する業務に従事しているとき 業務従事証明書
(別記様式 10 号)

(届出)

第 21 条 貸付けを受けた者は、次のいずれかに該当するときには、当該事由が発生してから 2 週間以内に当該各号に掲げる様式により会長に届け出なければならない。

(1) 保育士修学資金貸付事業

ア 貸付けを受けた者が貸付けの辞退をする場合 辞退届 (別記様式第 12 号)

イ 修学資金の貸付けを受けた者が休学、停学の処分、留年、復学、転学、コース変更、退学した場合 休学・復学・退学等届 (別記様式 21 号)

ウ 貸付けを受けた者又は連帯保証人の氏名、住所及び電話番号又は従事先に変更があった場合 変更届 (別記様式第 13 号)

エ 貸付要領第 11 条に規定する業務に従事しなくなった場合 離職届 (別記様式第 14 号)

(2) 保育補助者雇上費貸付事業

ア 貸付けを辞退する場合 辞退届 (別記様式第 12 号)

イ 保育補助者が貸付期間中に休職、復職、停職した場合 休職・復職・停職届 (別記様式第 17 号)

ウ 保育補助者が保育士資格を取得した場合 (別記様式第 25 号)

エ 貸付けを受けた者、連帯保証人及び保育補助者の氏名、住所等に変更があった場合 変更届 (別記様式第 13 号)

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

ア 貸付けを受けた者が貸付けの辞退をする場合 辞退届 (別記様式第 12 号)

イ 貸付期間中に休職、復職、停職した場合 休職・復職・停職届 (別記様式第 17 号)

ウ 貸付けを受けた者又は連帯保証人の氏名、住所及び電話番号又は従事先に変更があった場合 変更届 (別記様式第 13 号)

エ 貸付要領第 11 条に規定する業務に従事しなくなった場合 離職届 (別記様式第 14 号)

(4) 就職準備金貸付事業

ア 貸付けを受けた者又は連帯保証人の氏名、住所及び電話番号又は従事先に変更があった場合 変更届 (別記様式第 13 号)

イ 貸付要領第 11 条に規定する業務に従事しなくなった場合 離職届 (別記様式第 14 号)

2 連帯保証人は、貸付けを受けた者が死亡したときは、速やかに死亡届 (別記様式第 1

5号)にその事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 3 貸付けを申請する者又は貸付けを受けた者が連帯保証人を変更しようとするときは、保証人変更届(別記様式第16号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。
- 4 保育補助者雇上費貸付けを受けた者が保育補助者を変更するときは、保育補助者変更申請書(別記様式第26号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(関係機関の連携・協力)

第22条 会長は、養成施設の長に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。

- (1) 貸付けを申請する者の推薦書の発行
 - (2) 貸付けを申請する者から修学資金貸付申請書受取・提出
 - (3) 貸付けを受けた者の在学、退学、留年(休学・停学)、復学の証明書の発行
 - (4) 貸付けを受けた者の在学中の修学状況に関する報告
 - (5) 貸付けを受けた者に対する従事先施設等への就職支援
- 2 会長は、児童養護施設の長(貸付けを申請する者が里親委託の場合は児童相談所の長)に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。
- (1) 会長に対して、貸付けを申請する者の修業環境の確保に関する意見書を交付すること
- 3 会長は、従事先施設等の長に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。
- (1) 貸付けを受けた者の猶予期間における業務従事証明書の発行及び就業状況の報告
- 4 会長は、福祉事務所長に対し、第5条に規定する生活費加算に関して、次に掲げる事項について協力を依頼する。
- (1) 会長のからの依頼に対し、会長に対して申請者の自立支援の効果に関する福祉事務所長の意見書の交付すること
 - (2) 会長は福祉事務所長に対し貸付けの可否を報告し、貸付開始及び世帯分離の時期について協議すること
 - (3) 世帯分離を行った場合、福祉事務所長は、保護変更決定通知書等を速やかに会長に提出するよう指導すること

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、この事業の取扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年2月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、平成29年10月1日から施行する。
- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号

貸付申請書

養成施設		学科・課程	
入学年月	年 月	卒業年月（予定）	年 月
フリガナ			
申請者氏名	(自署)		
生年月日・性別	年 月 日生	(満 歳)	男 ・ 女
現住所	〒		
電話（自宅）		携帯電話	

借用希望期間・金額、返還の方法

期間	年 月～ 年 月（ か月）		
金額	ア．月額総額（120万円以内）		円
	イ．入学準備金（20万円以内）		円 【1年次加算】
	ウ．就職準備金（20万円以内）		円 【卒業年次加算】
	総額	(ア+イ+ウ) 円	
返還	ア．月賦 イ．半年賦 ウ．一括		

他の貸付・助成制度の利用状況※

他の制度を ア．利用している イ．利用していない ウ．申請中		
いる ア 利用 し て 場 合	奨学金等の名称	
	借受予定期間	年 月～ 年 月（ か月）
	借受予定金額	円
	返済予定期間	年 月～ 年 月（ か月）

※他の制度とは、生活福祉資金貸付金、母子及び父子福祉資金、日本学生支援機構等の奨学金、高等求職者支援のための各種助成金、貸付金が該当します。

生計を一にする家族の状況

氏 名	続柄	年齢	職業・学校	同居・別居	所得金額※
	本人			同・別	円
				同・別	円
				同・別	円
				同・別	円
				同・別	円
所得合計金額					円

※生計を一にする者の直近の所得金額を証する書類（給与所得者は源泉徴収票の写し、自営業者は確定申告書（控）の写し、その他の方は課税証明）を添付してください。

連帯保証人の状況（申請者本人と生計を一にする者、他の貸付事業の債務滞納者は不可）

フリガナ			生年月日	年 月 日生 (満 歳)
氏 名	(自署)			
申請者との関係			性 別	男 ・ 女
現住所	〒			
電話（自宅）	()	携帯電話	()	

※連帯保証人の直近の所得金額を証する書類（給与所得者は源泉徴収票の写し、自営業者は確定申告書（控）の写し、その他の方は課税証明）を添付してください。

誓 約 書

（社福）栃木県社会福祉協議会長様

上記の記載内容は、事実に相違なく保育士修学資金を借入れしたく申請します。

また、私は、保育士修学資金の利用にあたり、記載、提出した個人情報について、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会個人情報保護規程の規定（必要な範囲での第三者提供を含む。）に基づき取り扱われることを同意します。

私は、貴会が貸付に必要な範囲で、全国社会福祉協議会、就学先の保育士養成施設、就労先の事業所、自治体等の関係機関を第三者として個人情報を提供すること及び、それらの関係機関から、貴会が、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

年 月 日
氏名（本人） (自署)

当該申請により、修学資金の貸付けが決定された場合、上記の者の連帯保証人として、修学資金の債務を連帯することを承諾します。

また、私は、保育士修学資金の利用にあたり、記載、提出した個人情報について、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会個人情報保護規程の規定（必要な範囲での第三者提供を含む。）に基づき取り扱われることを同意します。

私は、貴会が貸付に必要な範囲で、全国社会福祉協議会、就学先の保育士養成施設、就労先の事業所、自治体等の関係機関を第三者として個人情報を提供すること及び、それらの関係機関から、貴会が、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

年 月 日
氏名（連帯保証人） (自署)

申請内容確認の 連絡先	氏名（続柄）	電話番号
	()	

推薦書

ふりがな			
氏 名			
学科・課程名			
学 年	年	修学期間	年 月 ～ 年 月
開講形態	昼間部 ・ 夜間部 ・ 通信教育制		
所 見	※人物・学業成績の具体的所見に加え、<u>卒後、栃木県内で保育士として業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨必ず記入してください。</u>		
推薦理由			

※所見や推薦理由は別紙に記入いただいても結構です。
成績・家庭の状況を踏まえて推薦順位をつけてください。

上記の者は、栃木県保育士修学資金貸付を受けることがふさわしい者として推薦します。

（社福）栃木県社会福祉協議会長 様

年 月 日

養成施設名

代表者名

㊞

借用証書

収入印紙貼付
50万～100万円
以下借受1千円
100万円以上
2千円
消印のこと

借 用 金 額 _____ 円

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

貸付決定番号

住 所 〒

氏 名

電 話 番 号

登録
実印

保育士修学資金として上記の金額を借用しました。

この資金は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等貸付要領及び社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等事業実施要領の規定に従い返還いたします。

借 受 け 期 間	年 月 から 年 月 まで (か月)
借 用 金 額	円
借 用 金 額 内 訳	月額総額 円 入学準備金 円、就職準備金 円
貸 付 利 子	無利子 ただし、延滞利子については、利率年3%
交 付 方 法	年2回分割交付
返 還 方 法	月 賦 ・ 半 年 賦 ・ 一 括
返 還 場 所	栃木県社会福祉協議会指定の金融機関口座 (別途指定)

私は、上記の者の連帯保証人として、保育士修学資金の債務を連帯して負担します。

連 帯 保 証 人 住 所 〒

氏 名

電話(自宅)

携帯電話

登録
実印

※ 借受者及び連帯保証人の印鑑証明を添付すること。

(借受中、厳守する事項等について)

- 1 栃木県社会福祉協議会（以下、「本会」という）は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合に、貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は貸付を停止し若しくは貸付契約を解約することができる。
 - （１）貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき
 - （２）虚偽の申込みその他不正な手段により貸付を受けたとき
 - （３）変更届等を行わなかったとき
 - （４）貸付金の償還を怠ったとき
 - （５）仮差押若しくは仮処分又は強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき
 - （６）破産又は民事再生手続開始の申立てをし、又は申立てを受けたとき
- 2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより、速やかに本会に届け出なければならない。
 - （１）借受者又は保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に変更があった場合
 - （２）退学した場合
 - （３）留年、休学、復学、停学の処分を受けた場合
 - （４）返還免除対象業務に従事したとき又は退職した場合
 - （５）借受人が死亡した場合（親族又は連帯保証人が届け出ること）
- 3 定められた返還方法により、返還計画に従って返還期限までに返還金（元金及び貸付利子）を支払わなければならない。ただし、返還の猶予又は免除に該当する者についてはこの限りではない。
- 4 借受者が貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年３パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
ただし、延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、これを請求しないものとする。
- 5 連帯保証人は、借受者と連帯して責務を負担するものとする。
- 6 本会と借受者又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、本会の所在地を管轄する裁判所を簡易裁判所とする。
- 7 以上の事項、その他については本会に問い合わせることとする。

振込口座（登録・変更）届出書

年 月 日

栃木県社会福祉協議会会長 様

貸付決定番号

住 所 〒

氏 名

(自署)

電話番号

携帯電話

貸付金について、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合						
支店名	本店 支店 出張所			店番号			
口座の種類	1：普通預金（総合口座） 2：貯蓄預金						
口座番号 (右づめ)							
(フリガナ)							
口座名義	(姓)			(名)			

※ゆうちょ銀行のみ以下に記入

金融機関名称	ゆうちょ銀行	店名 ※漢数字3ケタで記入				店
口座の種類	1：普通預金（総合口座） 2：貯蓄預金					
口座番号 (右づめ)						
(フリガナ)						
口座名義	(姓)			(名)		

(注) 借受者本人名義の口座であること。

店番号(店名)、口座の種類、口座番号が分かる箇所をコピーの上裏面に貼付すること。

別記様式第 8 号

返 還 計 画 書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

次のとおり貸付金を返還します。

借受者氏名	(自署)		
住所			
電話番号		携帯電話	
連帯保証人氏名	(自署)		
住所			
電話番号		携帯電話	
借用金額①	円		
借受け期間	年 月 から 年 月 まで		
一部免除申請	有 ・ 無	一部免除額②	円
返還金額①-②	円		
返 還 方 法 及 び 期 間 ・ 回 数	月 賦	毎月 (円) ただし初回のみ (円) 年 月 から 年 月 まで () 回 払い	
	半 年 賦	毎回 (円) ただし初回のみ (円) 年 月 から 年 月 まで () 回 払い	
	一 括	円	
返 還 理 由	(ア)貸付契約の解除 (貸付要領第 1 2 条第 1 項第 1 号) (イ)養成施設を卒業した日から 1 年以内に登録をせず、又は貸付要領第 1 1 条に規定する業務に従事しない (貸付要領第 1 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号) (ウ)貸付要領第 1 1 条に規定する業務に従事する意思がなくなった (貸付要領第 1 2 条第 1 項第 4 号) (エ)業務外事由による心身の故障等により貸付要領第 1 1 条に規定する業務に従事できない (貸付要領第 1 2 条第 1 項第 6 号) (オ)その他		
返還事由の発生日	年 月 日		

別記様式第9号

返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

貸付決定番号

住 所 〒

氏 名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

次のとおり貸付金の返還猶予を受けたいので申請します。

借受時の養成施設	施設名 学科・課程名	
借受期間	年 月 から 年 月 まで (か月)	
借用金額①	円	
借用金額の内訳	月額総額 円 入学準備金 円	就職準備金 円
返還済額②	円	
返還免除決定額③	円	
返還猶予の内容	申請額 ①-②-③	円
	期 間	年 月 から 年 月 まで (か月)
	申 請 理 由	(ア) 在学中 (下に養成施設名・学科/課程を記入) (イ) 県内の従事先施設等において児童の保護等に従事 (下に従事先を記入) (ウ) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由 (下に具体的に事由を記入)

返還猶予の申請理由について(イ)の場合は、業務従事証明書(別記様式第10号)、(ウ)の場合は、当該事由を証明する書類を添付

業 務 従 事 証 明 書

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

借 受 者 記 入 欄	ふりがな			
	氏名 (自署)	(旧姓) 借受時から改姓している場合は旧姓を記入		
	住所	〒		
	電話番号		貸付決定番号	-
施 設 ・ 事 業 所 記 入 欄	☐ 従事していた (異動・退職した場合はこちら) ☐ 従事している (現在在職している場合はこちら)	ことを報告します。 ※どちらかに☑を入れてください。		
	法 人 名			
	施設・事業所名			
	施設・事業所住所	〒 TEL ()		
	施設・事業種別		雇用形態	常勤・非常勤・パート
	業 務 内 容		職 種	
	在 職 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日まで		
	上記期間中の勤務時間	1週平均 時間勤務 (休憩時間を除く実労働時間・小数第一位まで)		
	休暇・休業取得の有無 (以下の内容の休暇を取得している場合、「有」に○)		無 ・ 有	
	休業の内容 ※在職期間中に取得した休業に☑を入れてください。			
	☐ 産前産後休暇	年 月 日～ 年 月 日		
	☐ 育児休暇	年 月 日～ 年 月 日		
	☐ 傷病休暇	年 月 日～ 年 月 日		
	☐ その他 (休業事由等) ()	年 月 日～ 年 月 日		
	上記のとおり相違ないことを証明します。 (証明年月日) 年 月 日 法人名／施設・事業所名 代表者／管理者役職・氏名 担当者役職・氏名 電話番号			

法人印・事業所印

(裏面参照)

(裏面)

保育士修学資金等貸付事業 業務従事証明書の記入における注意事項

この業務従事証明書は、本会が実施する保育士修学資金等貸付事業の必要書類となっております。

借受されている従業員に作成を依頼された保育所等のご担当者様におかれましては、下記の点にご注意いただき、証明をお願いいたします。

記

1 本貸付事業および業務従事証明書の趣旨

本貸付事業は、修学資金・保育料の一部・就職準備金・保育補助者雇上費の貸付により、栃木県内の保育人材の確保を図ることを目的としています。一定期間以上、保育業務等に勤務することにより、貸し付けた金額を返還免除することができるものとなっております。

その従事期間及び休暇取得期間等を確認するために、すべての借受者に業務従事証明書の提出を求めています。

2 記入にあたっての諸注意

- ① 「施設・事業所記入欄」すべてをご担当者様が記入してください（借受者本人記入は不可）。
- ② 右下の印は、法人印・事業所印を使用してください（個人印は不可）。
- ③ 訂正がある場合には、訂正箇所を二重線で引いて、②と同じ印を押印してください（修正テープ等不可）。
- ④ 記載内容に不備がある場合は証明になりませんので、再提出をお願いする場合があります。特に、**在職期間や休暇・休業期間の開始・終了日の誤りがないよう**ご注意ください。
- ⑤ 勤務時間については、休憩時間を含まない**雇用契約上の1週あたりの勤務時間**を記入してください。

3 その他

記入にあたって不明な点がございましたら、本会までお問い合わせください。

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会
とちぎ保育士・保育所支援センター
貸付担当

TEL 028-307-4194

別記様式第 1 1 号

返還免除（一部免除）申請書

年 月 日

（社福）栃木県社会福祉協議会長様

貸付決定番号

住 所 〒

氏 名 （自署）

電 話 番 号

携 帯 電 話

次のとおり貸付金の返還免除を受けたいので申請します。

借 受 時 の 養成施設	施設名	
	学科・コース名	
借受期間	年 月 から 年 月 まで（ か月）	
借 用 金 額	円	
借 用 金 額 の内訳	月額総額 入学準備金	円 就職準備金 円
返 還 免 除 の 内 容	申請額	円
	申 請 理 由	(ア) 貸付要領第 1 1 条に規定する業務に所定の年数（5年，3年）従事した【貸付要領第11条(1)ア】 (イ) 業務上の事由により死亡又は心身の故障のため貸付要領第 1 1 条に規定する業務に従事できない【貸付要領第11条1イ】 (ウ) 貸付を受けた期間以上、貸付要領第 1 1 条に規定する業務に従事した【貸付要領第14条(3)】 (エ) 借受者の死亡、障害【貸付要領第14条(1)】
養 成 施 設 卒 業 後 の 状 況	従事期間	従事先名称
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	

申請理由（ア）、（ウ）は業務従事証明書（様式第 10 号）を添付
 （イ）、（エ）は、該当事由を証明する書類を添付

別記様式第12号

辞 退 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

養成施設名

貸付決定番号

住 所 〒

氏 名

(自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

連帯保証人住所 〒

氏 名

(自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

次のとおり保育士修学資金等貸付を辞退したいので届け出ます。

1 辞退時期 年 月から

2 理 由

3 既借受け期間及び金額 年 月から 年 月まで

合 計

円借受け

変 更 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

貸付決定番号

借受者氏名

(自署)

電話番号

次のとおり変更したので届け出ます。

【借 受 者】

届出事項	☐ 氏名	☐ 住所・電話番号(携帯電話)	☐ 従事先
変更理由		変更日	年 月 日
フリガナ			
氏 名	(新)	(旧)	
住 所	(新) 〒	(旧) 〒	
電話番号 (携帯電話)	()	()	
従事先名(※1)	(新)	(旧)	
施設・事業種別			
従事先住所			
従事先電話番号			
転職・異動日	年 月 日	離職日	年 月 日

【保 証 人】(氏名)

届出事項	☐ 氏名	☐ 住所・電話番号(携帯電話)
変更理由		変更日 年 月 日
フリガナ		
氏 名	(新)	(旧)
住 所	(新) 〒	(旧) 〒
電話番号 (携帯電話)	()	()

離職届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

貸付決定番号
住 所 〒

氏 名 (自署)

電話番号

次のとおり離職したので届け出ます。

1 離職年月日 年 月 日

2 理 由
(具体的に記入)

死 亡 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

届出人住所〒

届出人氏名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

借受者との関係

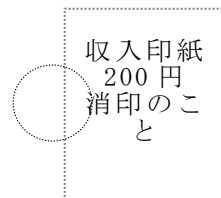
次のとおり借受者が死亡したので、関係書類を添えて届け出ます。

1 借受者氏名

2 死亡年月日 年 月 日

3 死亡事由 業務上の理由 ・ 業務外の事由

4 死亡状況 (業務上の理由の場合)



保証人変更届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

貸付決定番号
住 所 〒

氏 名 (自署)
電 話 番 号
携 帯 番 号

次のとおり連帯保証人を変更するので届け出ます。

- 1 新保証人 住 所 〒
氏 名
職 業
生 年 月 日 年 月 日生 (歳)
本人との関係
電 話 番 号
携 帯 番 号
- 2 旧保証人氏名
- 3 変更の理由

連 帯 保 証 書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会 様

新保証人住所
新保証人氏名



保育士修学資金等貸付金 金 (借受金額 円) について、
借受者 と連帯してその債務を負担します。

- ※ 新保証人の印鑑証明及び直近の所得金額を証する書類 (確定申告書 (控) の写し、源泉徴収票の写し、課税証明) を添付すること。
- ※ 借受者が未成年者の場合、保証人のうち1人は法定代理人とすること。

休学・復学・退学等届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

貸付決定番号
住 所〒氏 名 (自署)
電 話 番 号
携 帯 電 話

下記の事項について届け出ます。

養成施設名			学科・コース名		
借受者氏名					
届出事項	☐ 休学・停学 ☐ 留年 ☐ 復学 ☐ 転学 ☐ コース変更 ☐ 退学				
休学・停学	休学・停学日	年 月 日			
	復学予定日	年 月 日			
留年	留年年次	年次			
	卒業予定理由	年 月			
復学	復学日	年 月 日			
	復学年次	年次			
転学・コース変更・退学	転学・コース変更・退学日	年 月 日			
	理由				
既借受期間及び金額	年 月 ～ 年 月 分まで 合計 円				

上記について、相違ないことを証明します。

年 月 日

 養成施設名
 養成施設長氏名
